



Feature

特集

ルポ Repo



番号制度に向けた準備

相模原市／番号制度への対応を含めた基幹システム最適化計画

庁内外のスムーズな情報連携を実現する 共通基盤システムの導入

番号制度を滞りなく進めるため、自治体にとって業務システムの見直しは待ったなしの状態である。とはいえながらも、施行方法の詳細が明らかでないため、対応に迷っている自治体は多いだろう。そこで今回は、まさに今、基幹システムの全体最適化に着手している相模原市を取材。当然無視できない事項である番号制度への対応を含め、今後の基幹システムのあり方について話を聞いた。

まちの情報 ・ 面積／328.82km² ・ 総人口／72.3万人 ・ 世帯数／31.7万世帯（平成26年11月現在）

ホストからオープン系へ 最適化計画の検討中に番号法成立

神奈川県北部に位置する相模原市は、平成18年、19年と2年連続で行われた合併を経て人口70万人を突破し、22年4月には政令指定都市へと移行。「潤水都市 さがみはら」をキャッチコピーに、首都圏南西部をリードする広域交流拠点都市を目指した街づくりを進めている。

この相模原市では、庁内基幹システムとして昭和46年から長くホストコンピュータを活用してきたが、現在はこれをオープン系システムへ移行すべく、情報政策課を中心に最適化計画を推進しているところである。合併や政令市への移行など大規模事業が

落ち着いたところで、かねてから懸念事項となっていた基幹システムの最適化について本格的な検討が開始されたのであった。

平成24年度から最適化計画策定に向けた活動を開始し、まずはホストコンピュータを利用し続けた場合に、将来発生する課題について検討した。その上で新システム設計の基本方針を定め、25年3月に「基幹システム最適化基本計画」を策定。さらに翌25年度には、基本方針を具体化するために情報政策課が関係各課と協議し、26年3月に詳細な移行計画となる「基幹システム最適化実施計画」を策定した。

その間25年5月に、社会保障・税番号制度を規定した「番号法」が成立。これを受け、相模原市は実施計画の中で、各業務のデータ連携基盤であり最適

化計画の柱となる「共通基盤システム」の調達機能項目に「番号制度対応機能」の文言を記載し、「(番号制度に関する)最新の検討状況の反映」を入札の前提条件とした。

相模原市企画財政局企画部情報政策課主査の田中宏昌氏は「セミナー等で番号制度の考え方については聞いていたので、団体内統合宛名番号の発番機能や中間サーバーへ接続する機能は共通基盤システムに集約し、無駄な投資をしないようにしようと考えました」と語る。番号制度に関して契約時には未決定の事項があっても、開発期間中に詳細が決定したものについてはベンダーが対応するという柔軟性を持たせた調達を行う。なお、共通基盤システムは27年1月下旬に落札者を決定し、そこから開発期間を設けて29年1月に稼働を開始する予定だ。

素地として相模原市が持っていた 業務の壁を超える情報連携体制

相模原市の最適化計画は番号制度への対応をきっかけに開始したものではないが、番号制度の根幹を支える「庁内外の情報連携」を行うことに対して、相模原市は特段難しいという意識は持っていないようである。相模原市企画財政局企画部情報政策課主査の風間大祐氏は「ホストコンピュータ上で個人はそれぞれ一つの番号で管理し、その番号によって住民記録や税、保険の情報を紐づけていました。この方式とこれまでのノウハウをシステム最適化後も活用することを意識し、共通基盤システムを構築しようと考えています」と語る。つまり、「番号制度では庁内の各業務システム上の同一人物を管理するための団体内統合宛名の管理システムが必要」と改めて言われるまでもなく、同様の考え方で業務を行ってきたという素地が相模原市にはあったのだ。

自治体によっては、業務システムご

とに別々の管理番号を設定している場合もあるだろう。その場合、団体内統合宛名を定めるには、各業務システム上で同一人物を示すデータを調査し統合する「データクレンジング」と「名寄せ」の作業が必要となる。自治体が番号制度に対応する上ではこの作業が大きな負担になると言われているが、田中氏は「例えばもともと相模原市にお住まいの方が一度転出した後に再度転入された場合でも、同一人物であることを確認して重複登録しないよう管理できるシステムを作ってきたつもりです。そのため、データクレンジングに関しても、相模原市では比較的ハードルが低い作業だと考えています」と胸を張る。

標準化と統合化をテーマとした 共通基盤の調達が番号制度に活きる

相模原市は全庁的に情報政策課のITガバナンスが行き届いており、それが番号制度への対応という面でも活きている。この体制を構築できている要因には、これまでホストコンピュータの改修を職員の手で行ってきたという背景があるようだ。

「情報政策課の先輩方から引き継いできた姿勢なのですが、制度改正があった場合にはどのようなプログラムを組んで対応するか業務主管課と話し合い、可能な限り内部開発してきました」(風間氏)。

利用者と開発者が当事者意識を持ってシステムを



相模原市企画財政局企画部情報政策課主査の田中宏昌氏



相模原市企画財政局企画部情報政策課主査の風間大祐氏

構築してきたことで、情報政策課側では各業務における処理の流れを、また業務主管課側ではシステム上の情報の流れをお互いにある程度把握できているのである。これは、システムをベンダーに丸投げしては得られない大きなメリットだ。

ただしこの体制にはデメリットもあった。ホストコンピュータ上で幾度ものカスタマイズを重ねたシステムを使用している以上、改修の際には要件定義から動作確認まで職員が行う必要があり、その作業負担が非常に大きいということである。また、システムが複雑化すると属人的な業務が増え、その職員が異動した際に業務の引継ぎが困難になってしまう。その状況を変えるためにも、新たな業務システムではパッケージをノンカスタマイズで導入し、業務を標準化することを目指している。

同時に、システムのオープン化によってベンダーロックインを解除し、競争環境の下に調達費用を適正に抑えることも最適化の狙いの一つである。こうしたマルチベンダー方式でも確実な情報連携を実現させるため、業務システムの土台となる共通基盤システムの調達要件には、ソフトウェア的な仕様として「他社ベンダーとデータの受渡しが可能なルールに準拠する」だけでなく、「サーバや端末といったハードウェアの導入・保守」「システムの利用者である業務主管課からの問い合わせや障害連絡を一手に引き受け、必要であれば業務システムの開発ベンダーへ取り次ぐ」など広い範囲の要素を含めている。このように、業務システムの運用の中で共通的な作業を集約することを「統合運用管理」として、共通基盤システムの落札ベンダーに求める。

「もともと、ホストコンピュータで統合的な運用管理を行っており、その良い面を新システムにも引き継ごうと考えています。この“統合化”と、パッケージに業務プロセスを合わせることによる“標準化”という二つのテーマを、新たな共通基盤システムでは実現しようとしているのです」（風間氏）。

マルチベンダー体制を支え、同時に番号制度への

対応の要となるなど、名前どおりに重要な役割を果たす共通基盤システムである。相模原市ではこの導入に合わせて、データセンターを利用したプライベートクラウド化を進めようとしている。それでは、他団体でも番号制度に対応するためには、相模原市と同様に共通基盤システムを一から設計する必要があるのだろうか。

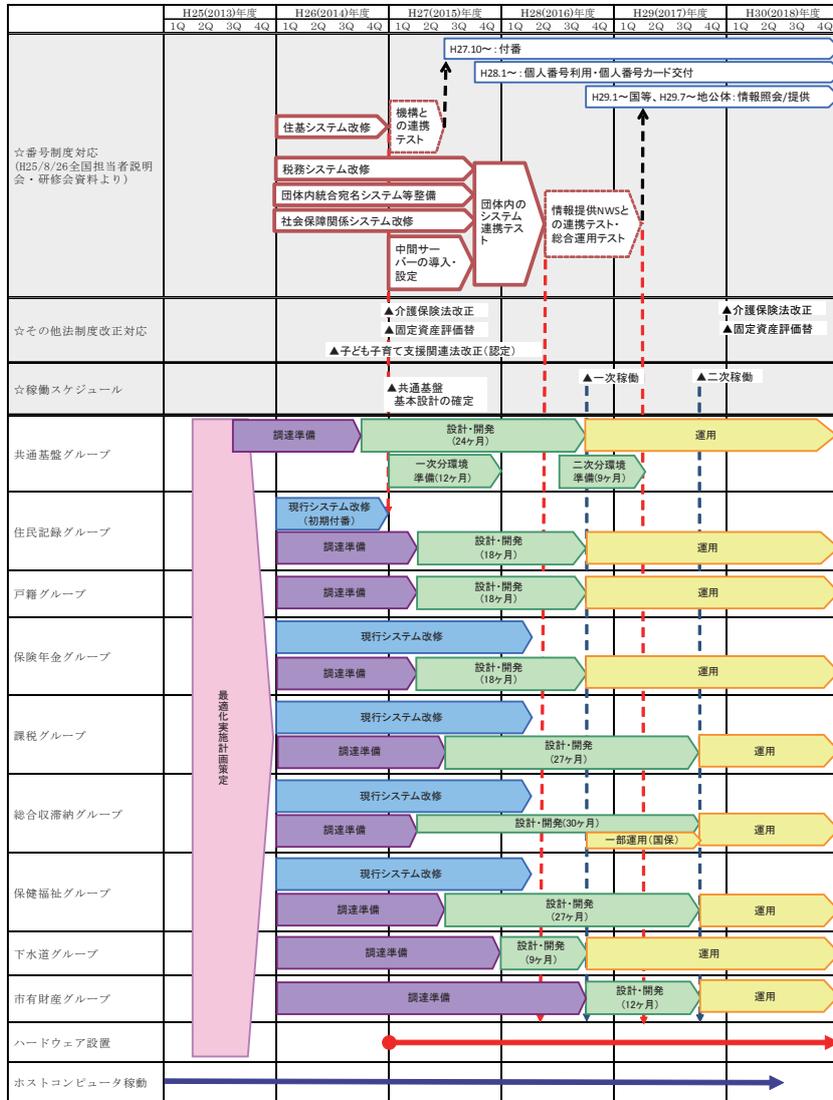
「簡易的に宛名番号の紐付けだけを管理するシステムが開発されているので、共通基盤システムを導入せずとも、団体ごとの現行システムに合わせた対応は可能だと思います。ただ、番号制度の利用は将来的に拡大していくことが考えられており、その場合にも、共通基盤システムがあれば柔軟な対応が可能で余計な費用がかからずに済みます。また、各業務システムにおける情報の流れを見える化できるため、PIAの調書を書く際にも間違いがありません。これらのことを考えて、相模原市では共通基盤システムを整備する必要があると考えたのです」（田中氏）。

庁内にある各業務システムの包括的な連携を実現すれば多くのメリットがあるだけに、自治体にとって共通基盤システムの導入は理想的と言えそうである。すべての自治体が実現するのは現実的ではないかもしれないが、いずれにせよ、番号制度に向けて庁内外の情報連携体制を整えるべく、団体ごとに何かしらの対応作業は行わなければならない。しかし以前から懸念されていることだが、全国の自治体のシステム改修が一時期に集中してしまうと、ベンダーのSE不足によって大規模な改修が難しくなるとともに、費用が高止まりする可能性がある。もはや“いまさら”な言葉かもしれないが、自治体は自団体の基幹システムを見つめ直し、番号制度へ計画的に対応することが求められている。

これからの基幹システムと自治体における情報部門のあり方

平成28年1月には行政手続きにおける個人番号の利用が順次開始されていくが、相模原市でもその時

図-1 相模原市の基幹システム最適化スケジュール



最適化のテーマである“標準化”を実現するためにパッケージに業務の方法を合わせるよう納得してもらう必要があるが、業務主管課から「制度上絶対に必要である」とする明確な説明があるならば、カスタマイズも考えるとしている。「根拠や理由を重視して、定量的に丁寧に、最終的に双方が納得するまで話し合う」という風間氏の言葉に、BPR成功のポイントを見た。

相模原市は、共通基盤システムの開発・保守・運用期間について、10年間の契約で調達を行う。10年後の行政手続きがどう変化しているかなど予測もつかないが、田中氏は「現在示されている番号制度の稼働スケジュールはまだ一次の段階ですから、10年の間に二次、三次と変化していくと思います。そのときにも、相模原市のシステムが遜色なく対応できるよう、最適化計画を進めていきたい」と意気込みを語る。風間氏は「パッケージの導入によってシステム

点では新システムは開発中であり、現行のホストコンピュータで対応する予定である。新システムの導入スケジュールは、29年1月に一次稼働（共通基盤、住民記録、戸籍、保険年金）を行い、自治体が番号制度の情報提供ネットワークに参加し庁外連携を開始する29年7月を挟み、30年1月に二次稼働（課税、総合収滞納、保健福祉）を行う予定だ（図-1）。

また、各業務システムの調達はこれから行くところであり、現在はその仕様について情報政策課の職員が業務主管課と協議している段階にある。

改修の負荷が削減されるのはメリットですが、それとともに情報政策課がこれまで持っていた、業務主管課と議論できるだけの知識やスキルも消えてしまわないようにしたい」と今後の課題を口にした。

番号制度の土台として、現在、緻密な情報連携体制の構築が自治体に求められている。業務間におけるデータの連携を実現させるには、業務間における人的な連携を確立させることが最大の近道であることを、相模原市の取組みは示しているようだ。

（取材・文：佐藤 佑樹）